

事 務 連 絡
令和2年7月15日

管内各県農薬管理担当課長 殿

中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課長

2-イソブトキシエタノールを含む製剤の劇物指定に伴う対応について

このことについて、令和2年7月15日付け事務連絡をもって、別添写しのとおり消費・安全局農産安全管理課農薬対策室農薬指導班から通知がありましたので、御了知いただくとともに、貴県下関係者への周知をお願いいたします。

中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課
農薬指導係長 上田 陽子
電話：086-224-4511（内線：2381）
Mail：yoko_ueta510@maff.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 14 日

北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課長 殿
各地方農政局消費・安全部農産安全管理課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室農薬指導班

2-イソブトキシエタノールを含む製剤の劇物指定に伴う対応について

今般、令和 2 年 6 月 24 日に「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 203 号）」が公布され、「2-イソブトキシエタノール及びこれを含む製剤。ただし、2-イソブトキシエタノール 10%以下を含むものを除く。」の劇物指定について下記のとおり施行されました。

令和 2 年 7 月 14 日現在、農薬登録を受けている 2-イソブトキシエタノールを含む製剤のうち新たに劇物に指定されるものは「ビームエイトスタークルゾル(ジノテフラン・トリシクラゾール水和剤 農薬登録番号第 22036 号)」(有効成分ではなくその他の成分として 2-イソブトキシエタノールを含む。)です。

当該政令の施行後には、これらの製剤の取扱者（農薬販売者及び農薬使用者を含む）には、別紙のとおり毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）に基づく対応が求められることとなります。

このため、ビームエイトスタークルゾルの登録・販売メーカーから、取引先に対し別添のとおり対応への協力を依頼する文書が発出されました。

都道府県の農薬担当者の皆様には、ビームエイトスタークルゾルの販売者及び使用者に対して、全国農業協同組合連合会等の関係機関や都道府県の薬務主管部局と連携しつつ、①農薬の適正な管理・使用に関する指導・研修の機会を捉えて周知する、②都道府県のホームページに掲載する等の手段により、注意喚起を図っていただく必要があります。

以上の事をご承知おきの上、貴管下都道府県の担当者に情報提供及び協力依頼をお願いします。

記

1. 施行日：令和2年7月1日
2. 経過措置：
 - (1) 新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和2年9月30日までは、法第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。
 - (2) 新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和2年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(参考)

別紙

新たに劇物に指定される農薬の販売者及び使用者に求められる対応

1. 流通在庫及び農家等が保有する在庫については、政令施行後、直ちに施錠のできる保管庫に移し、盗難・漏洩・紛失を防ぐこと。また、直ちに貯蔵・陳列場所には「医薬用外劇物」の表示を行うこと。
2. 農家又は販売者が保有する当該剤の在庫品には令和2年9月30日までに容器、被包への「医薬用外劇物」の表示を付すこと。

なお、上記の対応は、従前から当該農薬を販売又は使用していた者について、それらが毒劇物に指定されることによって等しく求められる代表的な義務のみを抜粋したものであり、毒劇物の取扱者の責務全般については、厚生労働省のホームページ等を参照願います。

2020年7月1日

お客様各位

クミアイ化学工業株式会社

当社製品「ビームエイトスタークルゾル」に関する重要なお知らせ

平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、水稲用本田殺虫殺菌混合剤「ビームエイトスタークルゾル」(農林水産省登録第22036号)が毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和2年政令第203号)に関連して2020年7月1日から劇物に指定されました。

つきましては、これまでにご購入いただいております当該農薬につきましても、「医薬用外劇物」表示はございませんが、劇物となりますので、下記の通り、他の劇物農薬と同様にご対応下さいますようお願い申し上げます。

ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんが、宜しくようお願い申し上げます。

記

1. 生産者様、購入者様

- (1) 鍵のかかる劇物用保管庫での管理をお願いします

2. JA様

- (1) 劇物保管用倉庫に移動・保管して下さい
(貯蔵及び陳列場所には医薬用外劇物の文字を表示して下さい)
- (2) 生産者、購入者の皆様への周知にご協力をお願いします
- (3) 販売時に譲渡書を受領して下さい。
 - ①劇物の名称、数量
 - ②販売年月日
 - ③譲受者(購入者)の氏名・職業・住所
 - ④譲受者(購入者)の押印

3. JA全農県本部様、経済連様

- (1) 劇物保管用倉庫に移動・保管して下さい

以上

【問い合わせ先】 総務人事部 広報・IR課 TEL 03-3822-5036 FAX 03-3823-6830